

**公益財団法人群馬県建設技術センター
道路施設長寿命化修繕計画策定・更新の
積算基準に関する要綱**

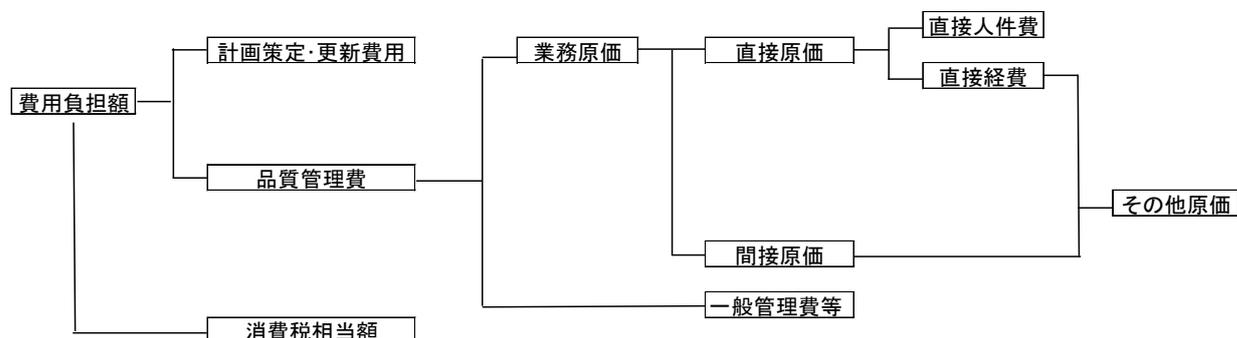
公益財団法人 群馬県建設技術センター

1. 趣 旨

本要綱は、公益財団法人群馬県建設技術センター市町村道路施設長寿命化修繕計画策定・更新に関する支援要綱第8条に基づき、公益財団法人群馬県建設技術センター（以下、「センター」という。）が実施する道路施設長寿命化修繕計画策定・更新業務（以下、「計画策定・更新業務」という。）の計画策定・更新費用と品質管理費の算出に適用する。

2. 費用負担額

(1) 費用負担額の構成



(2) 費用負担額の構成

1) 計画策定・更新費用

センターが計画策定・更新業務を行うのに必要な経費とする。なお、対象とする構造物は、市町村が管理する、「橋梁」・「トンネル」・「舗装」・「シェッド」等の長寿命化修繕計画策定・更新業務を対象とする。

2) 品質管理費

センターが計画策定・更新業務を行うのに必要な経費とする。

(3) 費用負担額の積算

設計業務価格は次式により算定する。

$$(\text{費用負担額}) = (\text{計画策定・更新費用}) + (\text{品質管理費})$$

附則

この要綱は、令和7年4月16日から施行する。

第 1 編 橋梁寿命化修繕計画策定・更新業務

1 適用範囲

本要領は、群馬県内市町村の橋梁長寿命化修繕計画策定・更新業務について実績のある県内の土木設計コンサルタントに見積もりを徴収して作成したもので、下記要領等に基づき実施する橋梁長寿命化修繕計画策定・更新業務の積算に適用する。

- (1) インフラ長寿命化基本計画
(平成25年11月 インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡協議会)
- (2) 群馬県橋梁点検要領【令和3年度改定版】
(令和3年4月 群馬県 県土整備部)
- (3) 道路橋計画・設計要領
(令和6年3月 群馬県 県土整備部)
- (4) 群馬県橋梁長寿命化計画
(令和2年3月 群馬県 県土整備部 道路整備課)
- (5) 道路橋定期点検要領（技術的助言）
(令和6年3月 国土交通省 道路局)
- (6) 道路橋定期点検要領（技術的助言の解説・運用基準）
(令和6年3月 国土交通省 道路局)
- (7) 橋梁定期点検要領
(令和6年7月 国土交通省 道路局 国道・技術課)

※要領等が改定となった場合は、最新版を適用する。

2 業務委託料の構成

「群馬県県土整備部積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)」第4編第1章4-2-2の1.業務委託料の構成による。

3 構成歩掛

3-1 計画準備（業務計画書作成）

(1) 業務内容

契約後速やかに業務内容を精査し、業務を円滑に進めていくために必要な資料の収集を行うとともに作業計画を立案する。また作業計画を反映した「業務計画書」をとりまとめ、契約締結後14日以内に監督員に提出しなければならない。あわせて収集した資料の分析を行い、基礎データについて整理を行う。

(2) 歩掛

(1業務当り)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
業務計画書		0.40	0.80	—	1.20	0.40
業務計画書（2回目以降）		0.30	0.65	—	1.00	0.30

3-2 点検データの追加登録（他調査等）

(1) 業務内容

対象橋梁の定期点検データは発注者から提供するが、対象橋梁の中に市町村が独自に点検した橋梁があるときは、その点検結果を収集し、点検様式に転記するとともに、センターが運用する「群馬市町村版橋梁情報管理システム」に登録する。

(2) 歩掛

(10橋当り)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
点検データの追加登録（他調査等）		—	—	0.10	0.90	—

3-3 補修履歴の登録

(1) 業務内容

市町村に対象橋梁の補修履歴について調査し、登録のなかった橋梁については資料を収集し、センターが運用する「群馬市町村版橋梁情報管理システム」に登録する。

(2) 歩掛

(10橋当り)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
補修履歴の登録		—	—	0.10	0.10	—

3-4 前回計画との整合性確認

(1) 業務内容

前回策定された橋梁長寿命化修繕計画との整合性を保つため、維持管理方針や優先順位の考え方等について、前回計画の内容確認を行う。

(2) 歩掛

(1地区当り)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
前回計画との整合性確認		—	0.50	0.50	—	—

3-5 入力データの検証

(1) 業務内容

発注者が提供する定期点検データ（csv形式）の内容を検証しその結果を監督員に報告する。検証の結果、提供データに不備等があった場合は必要な協議を行う。

(2) 歩掛

(10橋当り)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
入力データの検証		—	—	0.20	—	—

3-6 全体パラメータの入力

(1) 業務内容

業務着手時の打合せ協議（市町村ヒアリング）にて確認したシステム条件を全体パラメータとして入力する。

(2) 歩掛

(1地区当り)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
全体パラメータの入力		—	0.10	0.25	—	—

3-7 橋梁別パラメータの入力

(1) 業務内容

業務着手時の打合せ協議（市町村ヒアリング）にて確認したシステム条件以外の個別値（道路種別、緊急輸送道路、バス路線、通学路など）について、橋梁毎に入力する。

(2) 歩掛

区分	職種	直接人件費 (10橋当り)				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
橋梁別パラメータの入力		—	—	0.08	0.40	—

3-8 優先順位およびLCC（ライフサイクルコスト）の検証

(1) 業務内容

システムにてLCC計算を行い、出力した長寿命化修繕計画の優先順位およびLCCの算出結果について、市町村ヒアリングとの整合性を検証する。

(2) 歩掛

区分	職種	直接人件費 (1地区当り)				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
優先順位およびLCCの検証		—	1.00	3.00	—	—

3-9 パラメータ調整

(1) 業務内容

「3-8 優先順位およびLCCの検証」で、市町村ヒアリングで求められた結果が得られない場合は、必要なパラメータ調整を行い、再度システムを実行した上で結果の検証を行う。必要に応じて複数パターンの調整作業を行い、市町村ヒアリングとの整合が図られる検証案をとりまとめる。

(2) 歩掛

(1地区当たり)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
パラメータ調整		—	1.20	2.00	—	—

3-10 長寿命化修繕計画の公表

(1) 業務内容

システムから出力される計画（案）をもとに、報告書（案）・国提出様式（案）を作成する。更に橋梁長寿命化計画の公表を行うため、本計画の内容を市町村のホームページに掲載するためのページを作成する。公表用資料等の内容については監督員と協議して決定するものとする。

(2) 歩掛

(1地区当たり)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
長寿命化修繕計画の公表		—	—	0.32	0.32	0.32

3-11 集約化・撤去検討

(1) 業務内容

これまでの群馬県下の市町村の長寿命化修繕計画において、利用頻度が低い、あるいは全く利用されていない、且つ老朽化が激しく迂回路もあるため、今後維持管理費用を投じる必要が乏しい橋梁が見受けられる。

これらの橋梁について、橋梁長寿命化維持修繕計画策定において補修費用の平準化対象からは除外し、集約化・撤去により、低減可能な費用を数値目標として示す。具体的には、市町村の管理する橋梁の中より約1～2%程度の橋梁を集約・撤去することを検討する。なお、前回の計画資料を参考に追加の撤去橋梁があれば下記の作業を行う。

【集約化・撤去によるコスト縮減費用の算出】

橋梁の集約化・撤去により生じるコスト縮減費用について、市町村毎に実施されているシステムにおいて算出された100年間の維持管理費用を参考に算出する。

(2) 歩掛

(1地区当たり)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
集約化・撤去検討		0.50	—	1.00	—	—

3-1-2 新技術の活用検討

(1) 業務内容

点検や補修方法については、前回の計画資料を参考に新技術による検討を行い提案する。

(2) 歩掛

(1地区当たり)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
新技術の活用検討		0.50	—	1.00	—	—

3-1-3 コスト縮減検討

(1) 業務内容

橋梁維持管理費用（点検費用、補修費用並びに長寿命化によるコスト縮減など）のコスト縮減計画を策定する。具体的には以下の項目について費用を算出し、コスト縮減効果を明確にする。

1) 橋梁長寿命化計画によるコスト縮減

各市町村で実施している橋梁長寿命化修繕計画において、100年間の予防保全型と事後保全型の維持管理費用が算出されている。これより、従来の事後保全型による管理費用と予防保全型による管理を行った場合に差額が算出されているので、これらの費用を橋梁長寿命化修繕計画によるコスト縮減額として計上する。

2) 新技術の活用によるコスト縮減

前項の新技術等の活用による年次毎のコスト縮減結果を、新技術の活用によるコスト縮減額として計上する。

3) 集約化・撤去によるコスト縮減

集約化・撤去によるコスト縮減の年次計画を策定し、これによる維持管理コストの縮減額を計上する。

4) 橋梁点検方法及び調書の簡略化による点検費用のコスト縮減

国土交通省で検討している変状や構造特性に応じた定期点検の合理化により、特定の溝橋、RC床版橋及びH型鋼桁橋について、点検方法及び調書の簡略化による点検費用のコスト縮減を図っていることから、これに該当する橋梁を抽出し点検費用の縮減額を計上する。

5) 補修費用のコスト縮減

補修設計や工事において、新技術の活用を積極的に進めることにより、維持管理コストの縮減を図る。具体的には補修設計、工事におけるコスト縮減目標を策定し、年次毎にコスト縮減費用を想定し、これらを計上する。

(2) 歩掛

(1地区当り)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
橋梁長寿命化計画によるコスト縮減		—	—	0.40	—	—
新技術の活用によるコスト縮減		—	—	0.40	—	—
集約化・撤去によるコスト縮減		—	—	0.40	—	—
橋梁点検方法及び調書の簡略化による点検費用のコスト縮減		—	—	0.40	—	—
補修費用のコスト縮減		—	—	0.40	—	—

3-1-4 報告書作成

(1) 業務内容

上記の長寿命化修繕計画更新の検討内容等について取りまとめ、提出すること。また、市町村内部で本計画を審議するための橋梁長寿命化修繕計画をまとめた冊子を作成すること。

(2) 歩掛

(1地区当り)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
報告書作成		—	0.16	0.32	0.32	—

3-15 打合せ協議

(1) 業務内容

1) 本業務に関する打合せは、業務着手時、中間時（2回）、業務完了時の4回実施する。なお、業務着手時と業務完了時には管理技術者が立ち会うものとする。

2) 業務着手時

業務計画書の内容説明、入力パラメータの確認、借用資料等の確認・貸与を目的とし、各市町村ヒアリングを兼ねた打合せ協議を行う。

3) 中間時（1回目）

優先順およびLCC検証結果について打合せ協議を行う。

4) 中間時（2回目）

長寿命化修繕計画（案）、国提出様式（案）、ホームページ公表資料の内容確認を目的に打合せ協議を行う。

5) 業務完了時

成果品の納品時に打合せ協議を行う。

(2) 歩掛

(1回当り)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
打合せ協議（業務着手時）		0.50	0.50	—	—	—
打合せ協議（中間時(1回目)）		—	0.50	0.50	—	—
打合せ協議（中間時(2回目)）		—	0.50	0.50	—	—
打合せ協議（業務完了時）		0.50	0.50	—	—	—

4 旅費交通費

「群馬県県土整備部積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)」第7編第2章1－3旅費交通費の調査、計画業務の率を準用する。

5 電子成果品作成費

「群馬県県土整備部積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)」第3編第1章第3節3－1(2)その他の設計業務より算出する。

6 諸経费率

「群馬県県土整備部積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)」第3編第1章第1節1－3のロ、各構成要素の算定における諸経费率を準用する。

第 2 編 品質管理費

1 品質管理費の適用範囲

本要綱は、(以下「センター」)が実施する計画策定・更新業務の品質管理費算出に適用する。

2 品質管理費の構成

(1) 直接原価

(イ) 直接人件費

直接人件費は、業務等に直接従事する者の人件費とする。

(ロ) 直接経費

直接経費は、業務処理に必要な経費とする。

(2) 間接原価

当該業務担当のセンター職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

※その他原価は直接原価及び間接原価からなる。

(3) 一般管理費等

業務処理における経費等のうち、直接原価、間接原価以外の経費。

一般管理費等は、一般管理費及び付加利益よりなる。

(イ) 一般管理費

一般管理費は、当該業務担当部署以外の経費。

(ロ) 付加利益

付加利益は、センターを管理運営していくために要する費用。

3 品質管理費の積算

(1) 品質管理費の積算方式

品質管理費は、次の方式により積算する。

品質管理費=(業務原価)+(一般管理費等)

={(直接人件費)+(直接経費)+(その他原価)}+(一般管理費等)

品質管理費の金額は10,000円単位とする。ただし、単価契約は除くものとする。

(2) 直接人件費

設計業務等に従事する者の人件費とし、「5. 標準歩掛」により算出する。

(3) 直接経費(積上計上分)

直接経費は業務処理に必要な経費とする。直接経費(積上計上分)は、次に示すものとする。

- (イ) 旅費交通費
- (ロ) 電子成果品作成費

(4) 直接経費(積上計上分を除く)

直接経費(積上計上分)以外の直接経費とする。

(5) 直接原価

直接原価は次式により算定する。

$$(\text{直接原価}) = (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費})$$

直接原価の金額は1円単位(1円未満切捨て)とする。

(6) その他原価

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times 53.85\%$$

その他原価の金額は百円止めとし未満は切り捨てる。

(7) 業務原価

業務原価は次式により算定する。

$$(\text{業務原価}) = (\text{直接原価}) + (\text{その他原価})$$

業務原価の金額は1円単位(1円未満切捨て)とする。

(8) 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times 53.85\%$$

一般管理費等の金額は百円止めとし未満は切り捨てる。

4 品質管理費の業務内容

(1) 発注業務の代行

市町村の依頼に基づき、地域、施設を考慮し取りまとめて、基準や要領等を満たす設計書を作成し、委託業者との入札及び契約を行う。

(2) 技術的支援

委託業者が実施する計画策定・更新業務を管理し、委託業者が行った計画策定・更新業務の検収及び技術的検討を行う。

5 標準歩掛

5-1 橋梁長寿命化修繕計画策定・更新業務

(1) 発注代行の業務

基準や要領等を満たす設計書の作成及び点検業者との入札及び契約を行う。

(1業務当たり)

区分 \ 職種	直接人件費			
	主任技師	技師A	技師B	技師C
発注業務の代行	—	0.5	—	2.00

(2) 技術的支援

1) 計画データの管理

橋梁情報管理システムの点検結果から橋梁長寿命化計画策定・更新に必要なデータの出力を行う。また、出力されたデータに不備があった場合には対応及び修正を行う。

(1業務当たり)

区分 \ 職種	直接人件費			
	主任技師	技師A	技師B	技師C
計画データの管理	—	—	—	1.00

2) 計画方針の設定管理

橋梁長寿命化修繕計画策定・更新にあたっては、センターが構築した「橋梁長寿命化修繕計画更新支援システム（以下、「システム」という。）」を用いる。システムは橋梁長寿命化修繕計画更新・策定における対象橋梁、計画期間、対策の優先順位の考え方、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用について策定・更新するための機能を有している。市町村の意向等を確認してシステム入力条件設定の管理を行う。

(1業務当たり)

区分 \ 職種	直接人件費			
	主任技師	技師A	技師B	技師C
計画方針の設定管理	—	2.50	—	2.50

3) 委託業務の管理

業務に関する打合せを業務着手時、中間(2回)、納品の4回実施する。打合せを実施するための日程調整を行い、業務の進捗管理を行う。

(1業務当たり)

区分 \ 職種		直接人件費			
		主任技師	技師A	技師B	技師C
委託業務の管理	業務着手時	—	0.50	—	0.50
	中間時(1回)	—	—	—	1.00
	中間時(2回)	—	—	—	1.00
	成果品納入	—	0.50	—	0.50

4) 技術照査

委託業者が納品した成果品を、発注した数量及び仕様となっているかの検収を行う。また、成果品の内容を確認し、技術的検討を行う。

(1業務当たり)

区分 \ 職種		直接人件費			
		主任技師	技師A	技師B	技師C
技術照査		—	1.00	—	2.00

5-2 トンネル・舗装・シェッド等の長寿命化修繕計画策定・更新業務

(1) 発注代行の業務

基準や要領等を満たす設計書の作成及び点検業者との入札及び契約を行う。

(1業務当たり)

区分 \ 職種		直接人件費			
		主任技師	技師A	技師B	技師C
発注業務の代行		—	0.50	—	1.00

(2) 技術的支援

1) 委託業務の管理

業務に関する打合せを業務着手時、中間、納品の3回実施する。打合せを実施するための日程調整を行い、業務の進捗管理を行う。

(1業務当たり)

区分 \ 職種		直接人件費			
		主任技師	技師A	技師B	技師C
委託業務の管理	業務着手時	—	0.50	—	0.50
	中間時	—	—	—	1.00
	納品	—	0.50	—	0.50

2) 技術照査

委託業者が納品した成果品を、発注した数量及び仕様となっているかの検収を

行う。また、成果品の内容を確認し、技術的検討を行う。

(1業務当たり)

区分	職種	直接人件費			
		主任技師	技師A	技師B	技師C
	技術照査	—	0.50	—	1.00

6 旅費交通費

「群馬県県土整備部積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)」第7編第2章1-3旅費交通費の1-3-1旅費交通費の率を用いた積算(宿泊、滞在を伴わない業務の場合)「計画・調査業務」を準用する。

7 電子成果品作成費

「群馬県県土整備部積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)」第3編第1章土木設計業務等積算基準第3節電子成果品作成費3-1(2)その他の設計業務より算出する。

8 諸経費率

「群馬県県土整備部積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)」第3編第1章1-3のロ、各構成要素の算定における諸経費率を準用する。